



Title	資本物化の極限化過程と「経営者支配」
Author(s)	富森, 虔児
Citation	北海道大學 經濟學研究, 26(1), 1-31
Issue Date	1976-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31335
Type	bulletin (article)
File Information	26(1)_P1-31.pdf



[Instructions for use](#)

資本物化の極限化過程と「経営者支配」

富 森 虔 児

はじめに

株式会社のさらなる発展は、資本における個人所有性の止揚をすすめ、会社資本を自立化させ、且資本物化を極限化する。

しかも、このような過程は、普通に現代資本主義の「国家独占資本主義化」といわれる過程の根底にあって、事実として進んできているのであり、その意味で、現代資本主義論において、この問題の解明をさけることは許されないといいよ。

ところで、筆者は、上のような問題意識から先稿で、この問題の理論的究明を筆者なりに試みたわけだが、実はかかる事実関係そのものに注目する研

- * 筆者のこの「資本物化の極限化過程」という表現については、すでに独占研究会のメンバーをはじめ多くの人々から、さらに適切な表現に代えられ得ないかどうかとの指摘をうけている。

事実、資本物神については周知のマルクスの概念がある以上、それとの関連が一層明確にされる必要のあることはいうまでもない。また、マルクスの資本物神概念自体がいくつかの内容をふくんでいる故その点の整理も必要であろう。

だが、にもかかわらず、筆者としては、現段階ではなお先稿で示したようなマルクス（資本論第一巻22章 大月版全集、23b、771—772頁）のいう、資本の物化をいわば原理的な資本物化とし、これの現代的発展形態として、その極限化過程をみる以上の考えのないことを率直に認めなければならない。

しかも、この内容をあらわすのに、代るべきより適切な表現もいまのところ筆者としてはなお見出しえないでいる。また「会社資本の自立化」をもって一貫させるべしとの示唆もうけたが、このことばは自己金融化から法人資本主義化への展開を示すのに若干の問題をはらむ故問題の全体を総括する上で適切であるとは思えない。

以上のような理由から、課題をのこしつつもなおさしあたりは、先稿と同様の表現で稿を進めることにせざるをえなかったことをことうわっておかねばならない。

究は、むしろ最近とみに盛んとなりつつあるといつてよいだろう。

とりわけ、筆者も先に認めた如く、かかる資本物化の極限化過程は、ある意味では、そのもっとも進んだ形が、わが日本資本主義においてこそ認められるのであり、そのせいか、かかる現代日本資本主義における特徴的現象については、ある場合には、これを法人資本主義化とし、他の場合にはこれを^{※1}経営者支配の徹底^{※2}とし、さらには、「資本家のいない資本主義」^{※3}とするなど、最近さまざまに指摘され、且論じられてきていることに注目する必要があるといえよう。

ところで、上にみたような諸種の表現による新しい事態の把握は、それぞれにことの一面に、それなりにせまろうとしたものであり、筆者としてもそれらから種々の示唆を受けるところも少くなかった。

だが、これらの諸種の議論のうち、とりわけ「経営者支配」論的アプローチについていえば、たんに対象の理論化として、これらが一面にかたよって

*1 奥村宏「法人資本主義の構造」日本評論、1975。

*2 西山忠範「現代企業の支配構造」有斐閣、1975。

*3 この表現は、1975年度土地制度史学会秋期大会（札幌）において、南克己氏が出されたものである。たしかに、これもまたとくに日本において極立っている新しい事態を、それなりに把えようとしたものであり、その限りで問題提起のことばとして評価できるかもしれない。

しかし、そもそも「資本家のいない資本主義」などというのは全く矛盾した認識なのであり、仮にそうした認識をこそ弁証法的とするならばそれこそ「あいまい虚偽」（堀江忠男「弁証法経済学批判」早大出版、1975）とのそしりをまぬがれ難いであろう。（どいつて堀江氏のこの近著の基本的立場を筆者が支持しているわけではない）むしろ南氏の場合、そうした表現を弁証法的とする積極的主張があったわけではないが、氏の場合は、かかる資本主義ならぬ資本主義ともいふべき認識上のカベへのぶつかりから、いきなり日本を冷戦植民地とする独特の規定への飛躍が行われ、そこから、冷戦体制の終焉と共に、明日にも日本資本主義が存在を失うかのような驚くべき発言がつづけて行われたのだった。これは、せつかくの問題提起を氏自身で発展させる道をふさぐものであるだけでなく、れいの何も解決しない資本主義万年消滅論を思わせるものであり、はなはだ遺憾であるとせざるをえない。

いる以上に、その種の議論が、もともと多分にイデオロギー的動機を伴って登場してきていることのせい、対象の本質を、却ってあいまいにする難点のあることをも、また痛感しないわけにかなかった。

もとより、筆者自身も、先稿で「利潤追求のエキスパートとしての経営者支配は、この種の物的資本支配の局面の必然的現象といえる」(拙稿「資本物化の極限化過程と現代資本主義」、北大経済学研究、25の3、40頁)と書き、「経営者支配」と呼ぶべき現象を資本物化の極限化のもたらす一面として認めているし、その限りで筆者の見解がなお不変であることは、以下本稿の展開を通して知られるはずである。

だが、——これも以下に論ぜられる如く——仮に、かかる側面をみようとする場合も、われわれは、あくまでもことの中心が、株式会社の発展によって生じた資本の態様変化であること、そして、そうした資本の態様変化が、資本の人格化としての資本家の存在態様を変えてきたこと、そして、まさにそうした資本家のありようの変化をあらわすものとして、「経営者支配」とよぶべき状況が進んできているという射程においてのみ、「経営者支配」問題を考えるべきと思うのである。

換言すれば、かかる射程でみた場合にこそ、「経営者」が他ならず現代における資本家なのであり、しかも、そこではかえって資本の論理は、一面では一層純化徹底せざるをえないという所以もまたはじめてよく理解されうるのであり、これを欠く限り、現代に特徴的な諸矛盾もまた適確にはとらえられないだろうと考えるのである。

だが、それにも拘らず、「経営者支配」論的アプローチが、それなりに対象の一面を反映している以上、これが一定の影響力を及ぼしうることは充分考えられるのであり、したがって、これに対するにあたって、たんに消極的にこれをしりぞけるだけの対処では、やはり議論としては後向きにならざるをえないこともまた明らかであるといわねばならないだろう。

そこで、以下本稿では、特に現代日本にもっとも特徴的な、「資本物化の極限化」の事態を、この方向から把え、しかもそこでの経営者支配性を強調し

てやまない西山忠範氏の近著、「現代企業の支配構造」(有斐閣, 1975年)の検討を、一つの出発点として、われわれの資本物化極限化論が、「経営者支配」問題といかに関るか、ここに一応整理しておくことにしたい。

—

(1) すでにくりかえし指摘してきているように、現代日本においてこそ、資本物化の極限化は特殊に進んでいるといえ、しかも、それが財閥解体とそれ以降の株式処理、そしてさらには「高度成長」の過程ですすめられた法人株主の比重増大によってもたらされたものであることはいまや明らかである。

西山忠範氏の場合も、こうした「財閥解体を契機とする」(同氏前掲書6頁)事態の特殊な展開への着眼を出発点とすることにおいては変わらない。

だが、氏の場合は、かかる事態を、法人株主の地位上昇とその支配中核化、そしてその限りにおける資本物化の特殊な極限化としてとらえようとする観点は、たとえ表現上の相違の可能性を斟酌しても、ほとんど見当らないといわねばならないだろう。そればかりか、「財閥は解体され、株主支配が崩壊して、株式の分散、経営者支配が生じたけれども、投資市場としての証券市場はいぜんとして欠落の状態にあり、そのまま現在に至っている。ここでは、そのような投資市場を通じて資本家が株主として復活する余地がないままに主として金融機関からの借入金による企業規模の拡大が行われ、退潮した株主と未だ支配権をもちえない会社債権者の間に、支配の空白、状況が生じ、その均衡の上に財閥解体を契機とする経営者支配が成立した」(同上6頁)といわれるように同氏の場合、問題の中心は、あくまでも株主の「企業支配権の喪失——「債権者化」であり、そうした株主の退潮を基礎とした当該会社経営者による会社支配の確立としての経営者支配の日本における徹底ということ以外のなにものでもないことが明らかなのである。

したがってまた、その議論では、株主にははじめからあまり意味がなく、まして、その株主が自然人から法人へと移った結果としての「資本物化の極限化」の如きものが、問題として意識される余地は、ほとんど閉ざされてい

るといえるのである。

むろん、西山氏とても、かかる「経営者支配」が日本において、アメリカ以上に「一般的現象」(同6頁)となったからといって、そのことは、例えばバーリ、ミーンズに発し、ゴードン、ガルブレイスとつながる本来の経営者支配論が、陰に陽に主張してきたように、資本主義の非資本主義化や、資本家の消失を意味するものでは毛頭なく、却って経営者が実質的に企業を「所有」することを通して、資本家化するというのが、いま一つの氏の主張点となっていることは、特に氏の名誉のためにも確認しておくべきであろう(同書8—10頁)。^{*}

しかし、このような意味で、経営者が所有者となるということは、とりもなおさず株主が所有者でなくなることを抜きにはやはり考えられないのであり、こうした株主の力の消失(そして債権者の力の未熟)の上に立つ「経営者支配」は、当然ながら一切の背後勢力をのりこえた当該会社自体の経営者による、ある意味で非常に狭い経営者支配ということにならざるをえない。そして、この点において、同氏の場合は例えば村田稔氏のように「われわれの経営者支配の概念は、市場を通しての資本の影響および強力な利益集団の影響をも含んでいる」(村田稔著「経営者支配論」1972年、東洋経済、12頁)と経営者支配の概念をより広く、いわば相対的なレベルでとらえようとするいき方とも大きく分れることにならざるをえないといえよう。

とまれ、西山氏は上記のような、かなり狭い意味での経営者支配の現代日本における一般的存在を、同書の大部分を占める詳細な実証研究によって検証される。そして、その結果として、いま一つ同氏にとって重要な次の結論を導き出されることになる。すなわち、「以上の分析の結果が示すように、企業の支配が株主によってではなく、経営者=従業員によって行われるようになると制度としての株式会社は崩壊する」(同書246頁)と。

* この立場自体、同書において必ずしも完全に一貫しているとはいえない、たとえば同書後段には「支配者としての資本家が消滅してしまった現代日本」(257頁)といった表現もみられるからである。

この結論は、西山氏の著書においておそらく経営者支配一般化と並ぶ、あるいはそれ以上の支柱となり目玉となっているものであるといえよう。なぜならば、同書第一章が、まず、「本書の課題」として、「現代日本資本主義のもとにおいて、いかにして株式会社制度は崩壊したか。」(同書3頁)ということをおけるに始まり、しかも、同書の結びが、株式会社制度の崩壊という前提の上での新しい企業制度の提案でもって終っている(同書256—259頁)ことによっても、またこうした株式会社制度の崩壊の故に、「日本の社会科学はその各分野にわたって修正を迫られることになる。」(同書1頁)とする同氏の極めて強気の提言のなかにも、同氏のこの問題への執着のほどが、十二分にうかがうことができるからである。

(2) とまれ、当該会社経営者による狭い意味での経営者支配が現代日本において一般化し、そのことによって株式会社制度が実質的に崩壊したとする上記のような西山氏の見解が、客観的にも立証されるものであるとするならば、日本における大会社株主の中核としての法人株主にこそ重大な意義を認め、これによって資本物化の極限化をみ、しかも、それをまさに株式会社制度の必然的発展の射程においてとらえようとしたわれわれの立場も、また大きくくずれることにならざるをえない。

かくて、当然の順序として、われわれも、西山氏の仮説的結論の立証部分には、多大の注意を払わないわけにはいかなくなる。

だが、一旦かかる同氏の仮説の立証部分(同氏はこれが立証されたとして最後に仮説を結論とされる)に目をやれば、残念ながら同氏の立証は、率直に言ってやや見えすいたいくつかの操作によって、強引に仮説側に事態を引きよせようとしたかなり問題の多いものであることを認めないわけにいかず、したがって、われわれも御園生等氏と同様(エコノミスト、1975年、7月1日号、書評)、同氏の立証の基本的失敗を、やはり強調しないわけにはいかなないのである。といっても、われわれは、ここで前提とか仮定という名で導入されている、このような西山氏の立証上の操作のすべてをとりあげる必要はおそらくないといってよいだろう。

すなわち、西山氏の論証の無理を明らかにする目的がらえば、ただ、同氏の現代日本における経営者支配の一般化という結論に直接に関連するとと思われる二三の仮定(=操作)に言及すれば、それで充分こと足ると思われるのである。

かくて、以下われわれは、氏の論証の無理を明かす上で必要な、氏のやや意図的ともみえる二三の操作にのみ限定して、それらの問題点を検討することにしよう。

第一に、そうした仮定(=操作)のうち、おそらくもっとも重要と思われる、所謂「勢力持合」(基本的には「株式持合」)^{*1}、の相殺に関する氏の仮定(=操作)をとりあげねばならないだろう。

つまり、同氏によれば、株式の持分は、相互に相殺されねばならず、その結果どちらかにプラスがのれば、その差額分のみが、勢力の中にカウントされることになり、差額が0乃至マイナスであれば、勢力からこの分が完全に捨象されることになるというのである。さらに、同氏によれば、かかる前提の当然の結果として、例えば「A社もB社も互に相手の株式を100%ずつ持ち合えば、株主としての支配力はどちらにもなく、A、Bともに経営者支配とならざるをえないだろう」(同28頁)とか、あるいは「株式の持合は、理論上株式の資本としての機能すなわち支配力を減殺せしめ、完全持合においてはその機能をゼロにしてしまう」(同243頁)といったことが強調されることになるのである。

*1. すでに先にもふれ、またさらに後述するが、われわれとしては、株式持合の故をもって一定の「経営者支配」をも、否定するつもりは毛頭ない。そればかりか、相互持合が、他の株主の影響をふさぐ効果をもつこと、(その意味でも相互持合は、まさに積極的意義をもつものであり、相殺によって消されるべきものでない)したがってその限りで、これが、自己金融とは別途に「経営者支配」の基盤として利用されることが、認められる必要があろう。また、この意味で、われわれの見地は後述の宮崎氏のそれとは若干異なるかもしれない。しかし、上のようにして出てくる「経営者支配」は、背後勢力の経営者も含む「経営者支配」なのであり、当然、西山氏のような狭い意味でのそれにはなりえないこともいうまでもない。

周知の通り、現代日本における大企業周辺の法人持株を基礎とする所謂法人資本主義的構造は、何よりも大企業大法人間の株式の相互持合をその主内容とする。したがって、このような相互持合分のうち、相互に相殺できるものを、西山氏のように無機能分として問題の対象からすっかり除外してしまえば、議論ははじめから株式の大部分を除いた上でのむしろ一部株式を基礎としての勢力関係診断とならざるをえない。

また、このような操作を行えば、当然ながら株主の会社支配乃至会社支配の牽制の上での勢力は、極めて小さなものとして評価されることになり、当該会社経営者の背後勢力からの自由は、必然的に強く評価されざるをえないだろう。

しかし、肝腎の相互相殺分を機能ゼロとする氏の主張は、何ら根拠がないばかりか、一つの暴論であり独断であるとしないうけにいかないだろう。

むしろ、たしかに相互持合では、相殺できる分については、双方の出資分は相殺されるのであり、これが完全相殺であれば、現実にも何らの資本も両者間で流れないことが、この場合の大きな特質として指摘できるのであり、それはそれで一つの重要な意味も持っていることが認められるべきであろう。

しかし、仮に相殺のために結果的に（あるいは事実上）「資金」の流れがない場合も、このことは双方のもつ株主の権利に何の影響もなく、この間に権利の相殺を認めようとすることは、全くの飛躍という他はない。

つまり、権利についての問題は、保有するそれぞれが、それぞれに対して、法律的に保護された権利をもち、それを相互に行使し合うこと以外のなにものでもないといわねばならないのである。

事実、すでに多くの議論があるように、所謂日本の企業集団なり系列グループは、かかる株式の相互持合をこそ基礎として成立しているのであり、しかもそうしたグループの調整なり、方向指示が、かかる相互持合に基礎づけられた社長会組織によって行われているのである。つまり、奥村氏がいみじくも指摘されるように「株式の多角的相互持合いこそ企業集団の基礎であり、そして、その上に社長会は組織されている。歴史的にそうであるだけでなく、

論理的にもまたそうなのである。相互持合いという所有関係の上に築かれた人的組織——これが社長会である。いわば社長会はその実体において大株主会である。日本の大企業は、そのほとんどが株主総会の前に大株主会を開くか、あるいはインフォーマルな形で重要事項について個別に大株主の了解をとりつけるというのが一般的である。ところが企業集団においては社長会が同時に大株主会となる」(奥村前掲書200頁)という方向において、この問題は基本的に理解されるべきといわねばならないのである。

もちろん、上記のような株式持合の極めて乱暴な相殺という操作については、西山氏自身が若干の躊躇を感じておられるらしいことは、同氏の「このような仮定の妥当性も今後の検討を要する課題として残されていることはいうまでもない」(西山前掲書29頁)という指摘とか、あるいは同氏がともかく企業グループの常識に即して系列型の実証を行われ、且相殺前の数字も一応参考として、それぞれのところで明記しておられるところ等からもある程度うかがうことができる。

だが、いくらこのような躊躇があり、またこのような常識への妥協があっても、日本型株式所有の基本部分を占める相互持合の相殺の上に基本的に立つ以上、株主の力ははじめから過少評価され当該会社の経営者による狭い意味での経営者支配が不当に過大に評価されるに至らざるをえないことは、いまや明白である。しかも、そこでは西山氏自身が認めざるをえなかったように「こうした株式持合の存在と増大こそ、本書における経営者支配の構造のよって立つ根拠の一つにはかならない」(同書29頁)ことは、増大する株式持合を消すカラクリがあらかじめある以上、いわばはじめから論ずるまでもなく明らかなことであるといわねばならないだろう。

*2: 均衡型系列支配という項で、西山氏自身が行っておられる実証において氏は、ことさらに「経営者支配に近い実質」(同132頁)を強調されるが、ここで扱われている企業は、ほとんど純然たる系列内企業であり、系列各社からの役員参加(氏自身洗々?認めておられるように)も常に見られるのである。にも拘らず氏においては、ただでさえ非常にせまい意味をもつ経営者支配に近い実質をここで云々することは、全く misleading ないいかたとしないわけにいかない。

とりわけ、このように「カラクリ」を半ば自認されながら「株式持合を経営者支配を否定する根拠の一つとする見解があるが（たとえば宮崎義一「寡占」(66, 67頁), 不可解である」(同243頁)とされるに至っては、それこそ文字通り不可解であるとしなないわけにはいかないだろう。

第二に、われわれは、西山氏の設定された仮定（＝操作）のうち、特に氏の経営者支配一般化に直接つながるものとして次の点をあげておかねばならないだろう。

すなわち、氏は氏の大分類では一応系列支配（氏の大分類では、経営者支配、系列支配、債権者支配への三分化がなされる）に入れられるものの中でも、特に系列諸属諸企業の勢力が拮抗し、その間に勢力指標の均衡があるものについて、特にこれを均衡型系列支配として区分し、記述においては少くとも不当にそれらの経営者支配性を強調しようとしていることである。

むしろ、こうした均衡関係が、異なる系列の企業間にある場合は、それらの力の相互牽制が、経営者の自立性を強めうることは充分理解できるし、さらにこれは株式会社がかもともと会社資本の自立化をおしすすめる原因を内的にもっているとする先稿の議論の中で筆者自身もその位置づけを一応与えておいたものである（前掲拙稿27頁）。

だが、現代日本の企業集団では、すでにみたように、それらに属する多数企業間で、多角的相互持合がみられるのであり、当然、一つの企業の株主については、同系企業の均衡的な株式保有も少からず見られるのである。ところが、この場合にも、各企業の完全な自立を前提した上で、均衡の故をもってこれらを背後勢力から除いてしまうことは全く不当な操作といわねばならないだろう。^{※2}もちろん、この点は、先に第一の操作に関してみたように、西山氏の議論が、一方で系列そのものを軽視する立場にならざるをえないことに深く関わっていることはいうまでもない。したがって、こうした第二のカラクリもやはり相互持株を乱暴に相殺し、そのことによって系列を半ば無視しようとする氏の第一のカラクリの不可避の産物であるということが出来る

※³
かもしれない。

第三に、われわれは、西山氏が一方で、特に財閥解体後において株式の総資産中に占める比率が低下したこと自体によって株主の退潮が起り、株主支配の意味が消滅してきたことを強調しながら、他方では借入金に対して株式に10倍のウェイトをつけた勢力指標を実証分析の基礎とされ、ここでは事実上債権者の力が過少評価されざるをえない操作を行っていることに注意を喚起しておかねばならない。もっとも、この点についても氏は「10対1という比率も、とくに理論的根拠はないし、借入金の過少評価であるという批判はあるかも知れない。そのような批判は甘受するものである」(前掲書27頁)と、極めて率直にその限界を自認されている。

しかし、このことは、たまたま何の根拠もなしに10対1にしたということ以上の意味をもっており、われわれとしても、それがたんに無根拠であるという、氏が甘受されるであろうレベルでの批判だけですますわけには到底止りえない。なんとすれば、こうしたいわば極端ともいえる借入金の過少評価によって、先には株式の比率低下故の株主の力低下を印象づけたことに加えて、今度は全く反対に金融ルートを通ずる背後勢力の過少評価をわくづけ、かかる二重の操作によって、狭い意味での「経営者支配」を強調しようとする意図はあまりにも明白であると考えないわけにはいかないからである。^{※4}

しかも、いま一つ氏は、「それ(……日本における経営者支配……筆者)は、証券投資市場の欠落を背景とする財閥解体を契機とし、他人資本ことに借入金増大による会社債権者の地位向上、自己資本の極端な矮小化による株主の

*³ 御園生氏もまた「株式保有が、上位株主間で均衡しているため一種の空白が生じている場合もいれている」(前掲書部)として西山氏を批判しておられる。

*⁴ こうした批判に対して、氏はあるいは株式を借入の10倍にウェイトしたことをもって少くとも二重の操作云々については反論できるかもしれない。しかし、せっかく10倍にウェイトした株式も、そこから相殺分をけずればそこで大きく減殺されることにならざるをえまい。また、実際、一方では株式の比率低下という、相殺とは全く別の論理で、株主の支配力消失を印象づけようとしておられる以上、二重の操作のあることは否定できない。

地位の低下、企業支配力の喪失という一連の事実を基盤として、ともに支配力をもたない債権者と株主のバランスの上に成立する」(前掲書13頁)とし、多くの場合、同一の金融機関である債権者と主株主の間にも先に株主間で示された均衡と同じバランスが存在し、その空隙をぬって経営者支配が成立するともされているのである。明らかにこれ自体が、経営者支配一般化を印象づけるためのいま一つのカラクリといえる。しかも、一方で10分の1に債権者が評価されるとすれば、こうした債権者と株主のバランスも成立たないはずであり、その限りでカラクリ自体が、御都合主義的に適当に動かされ、決して首尾一貫しているわけでもないことが、ここで認められないわけにはいかない。

いずれにせよ、以上のようないくつかの操作(=カラクリ)に、直接支えられてはじめてなされた西山氏の実証研究は、率直にいいまや実証研究としてもその名に耐ええないものであり、ましてそこから出てくる帰結(狭い意味での経営者支配の日本における一般化と株式会社制度の崩壊)をわれわれとしては到底支持することのできないことを、ここに確認しないわけにはいかないのである。^{※5}

(3) 以上、われわれは西山忠範氏の近著に即して、それがいくつかのやや意図的にもみえるカラクリによって、日本における経営者支配を不当に過大評価していることを示した。しかも、すでにみたように西山氏は、このような議論と合わせて、日本における株式会社制度の崩壊をも高らかに宣言されるに至ったのだ。

かかる氏の株式会社崩壊論にも多くの問題点があるのであり、われわれと

*5 西山氏のあげた実証の各例について、いちいち論評することはさけるが、以上の観点から若干の批判的評価を下すとすれば、氏のあげた実証例345社のうち比較的確実に氏のいう意味での経営者支配といえるのは、氏が独立型経営者支配とされたもののうち、(1)全役員が従業員出身である会社(2)非常勤役員中に特定勢力出身者が存在する会社に属する両者の計48社位のものである。いうまでもなく、この数でもって、西山氏流に現代日本における経営者支配の一般化を結論づけることは到底不可能であるとせねばならないだろう。

して到底これを支持するわけにはいかないことを確認しておかねばならない。しかし、この点に関しては、ここでは一定の「経営者支配」が株式会社制の発展の結果として、その限りで株式会社制を直接の前提としてはじめて可能であったという先に書いた点を確認するにとどめ、詳論は後段でさらに積極的なわれわれの「経営者支配」論を展開する箇所で行うことにせざるをえない。そして、そのような後段の議論を展開するに先立って、ここではむしろ西山氏の議論の中にあるいくつかのメリットと思われる点について若干の付言を加えておくことにしたい。

第一に、先にもみたように、西山氏の経営者支配論は、あくまでも現代資本主義における資本の態様という立場で考えられているのであり、この点で、「資本」の否定を主張しようとした従来のややイデオロギー的な経営者支配論とは系譜を異にしていることである。

とりわけ、氏がこうした立場で問題をとらえるなかで、「経営者支配は、資本家支配とは異るといっても、それはけっしてバラ色のものではないということである。それはむしろ矛盾にみちた危険な『しろもの』である点では資本家支配の場合と変わらない。その『矛盾』と『危険』の原因が異なるだけである……むしろ、新たな矛盾と危険が始まっていると考えなければならない」（同書245頁）としておられるのは、積極的に現代資本主義における矛盾を明らかにしようとする氏の姿勢を示すものとして、むしろ評価されるべきことといってよいだろう。

しかも、かかる矛盾の変化なり新しい矛盾として「あくまでも問題を提起するに止まる」（同書249頁）とことわりながらも、氏が示されたいくつかの点は、極めて興味ある示唆に富んだものとして評価できると思われるのである。

特に、そのような意味で、経営者支配のもたらす新しい問題として氏が出された、①オーバーボローイングの一般化、②インフレーションの恒常化、③公害の急速な進行、④経営者による会社の私物化、⑤経営の官僚化——経営者支配から「従業員支配」——等の問題点は、筆者が先稿で資本物化の極

限化の結果として示した諸点（拙稿、40—42頁）とも共通するものをもって
おり、筆者としては少くとも氏の問題提起の方向に少からぬ共鳴を感じない
わけにはいかず、これらをして「独断のそしりをまぬがれない」（御園生等、
前掲書評）として、一蹴する向きには必ずしも賛意を表しがたいことをこと
わっておかねばならない。

だが、このような問題提起の方向には一定共鳴を感じながらも、それらの
問題点に対する西山氏の論拠づけ自体には、筆者としてやはりいくつかの疑
問を提しないわけにいかない。

例えば、氏は日本の経営者支配がオーバーボローイングの原因として、そ
の根拠を経営者支配企業における自己資本のコスト化と、コスト比較におけ
る借入金の撰択的優位に求められる。（249—250頁）のだが、これはこの問題
のとらえかたとしてなお皮相のうらみなしとしない。

なぜならば、もし株式資本のコスト化が正しいとしても、もし氏のいわれ
るように「コストは安いほどよいという経済法則」に即すならば、仮に株式
発行よりもコスト安でも、なおコストのいる借入金さえも出来るならばさ
けられることになるのであり、その場合、最大の選択的優位は、まず何より
も自己金融に向わねばならないと考えられるからである。したがって、日本
の戦後の現実が、アメリカや西ドイツのように必ずしも自己金融のみによら
ず、大きくオーバーボローイングに傾斜したことについては、たんに経営者
支配の結果としてでなく、むしろそこにあった特異な「高度成長」との関連
でこそ考えられるべきであろうと思われるのである。

もっとも、「経営者支配」においては——仮に西山氏の考えられるような狭
い意味でのそれだけでなく——所謂、自己資本をも実質的には個人所有者の
所有の対象ではなく、しかも支配する経営者も多かれ少かれ「経営者集団」
とでもいうべき集団化されたものとならざるをえないことから、これ（自己
資本）の個人帰属性は、ますます希薄とならざるをえない。したがってまた
そのために、いきおい自己資本意識自体が個人支配株主の明確な株式会社の
場合と異って、うすらいだものとならざるをえない。しかも、このことから

強い借入金依存に対する抵抗も、おのずから比較的になくなり、それが一定の条件下では古典的な金融資本的關係をも超絶するようなオーバーボローイングをもたらす要因となりうるものが充分に考えうるのである。

だが、仮にそうした相対的傾向が認められるにしても——実はこの限りで、西山氏の問題提起の方向の意義が認められるのであるが——なお当該企業の経営者集団にとって、自立した経営の基盤は、やはり自己資本（個人支配株主の明確でない限りでの株式、そしてより以上に内部蓄積）にあるのであり、借入はそうした自立的経営に対する圧迫要因たりうることは明白であり、ことはせいぜい所有者個人よりも非所有集団（経営者集団）の方が、外部に対する Independence において比較的になんか甘くならざるをえないということからくる以上のものにはなりそうにないことに留意する必要があるとしなければならぬだろう。

なお、オーバーボローイングに関連して上でいいえたことは、そのままインフレーションの問題にもつながるといえよう。すなわち、ここでも「経営者支配」化が、銀行のポジション意識の希薄化と、それによる公信用膨脹を通して、比較的インフレの加速化をもたらしやすいことが指摘しうると考えられる。だが、そうした方向を示す場合にも、これを単純にインフレにおける金融機関の相対的有利——預金者大衆への損失転嫁——という点にだけ求めようとする西山氏の議論は、やはり平板なコスト論の射程からのみとられた皮相なものにとどまっているとしないわけにはいかないだろう。

ところで、以上①②点に関わる西山氏の論拠づけに対する疑問はさておき、③④⑤に関わる西山氏の主張は、なお多くの煮詰められるべき点があるとはいえ、筆者としておおむね賛成しうるものである。だが、それにしてもそれらをも「経営者支配」論の正しい把握のなかで、位置づけることが一層必要となろう。しかし、これらの点については、筆者としてもなお確信をもった議論をこの段階でしかねる故、ここでの詳論はさげ、むしろ後日の課題の一

* こうした指摘は他に例えば、鈴木淑夫「現代日本金融論」8頁及63—64頁においてすでになされている。

つとしておきたい。

二

(1) 前節において、われわれは西山忠範氏の諸論の検討を通して、極めて狭い厳密ないみでの「経営者支配」の存在は認めがたいこと、そして、もし無理にもこのような結論を導こうとすれば、西山氏のように資料に対する半ば恣意的な歪曲を伴わざるをえないことをみてきた。

だが、もとよりこのようにいったからといって筆者があらゆるいみでの「経営者支配」の存在を否定しているわけでないことは、冒頭にも示した通りであり、少なくとも村田稔氏のいうような「市場を通しての資本の影響および強力な利益集団の影響を含んでいる」(村田稔「経営者支配論」東洋経済1972年、12頁)経営者支配は、当然認められるべきものと筆者も考えている。

そればかりか、そのようないわば相対的な意味での経営者支配は、たんに現代資本主義経済におけるおおいがたい事実としてこれを容認すべきであるだけでなく、むしろ筆者のいう資本物化の極限化過程自体が、かかる経営者支配化を推しすすめてきていることにかんがみ、こうした経営者支配の強化をみることこそが、現代資本主義把握において一つのポイントになっているとさえいうべきであろう。

そして、そのような立場からみる限り、経営者支配についておおむね正しい概念規定をしておられる村田稔氏の場合も、例えば前掲の氏の著書においては、厳密ないみでの経営者支配の論証不能を、もっぱらバーリ、ミーンズ、フロレンス、ゴードン、ガルブレイス等の論証を批判的に検討することを通して指摘するといういわば極めて消極的受動的な議論にとどまっておられるのは、はなはだ遺憾なこととしないわけにいかない。

もっとも、村田氏が検討の対象とされた上にあげた諸論者の場合には、多かれ少かれ現代における資本の消滅を印象づけるためのイデオロギー的関心からか、所謂狭いいみでの、すなわち背後の資本なり利益集団の影響から独立した完全な経営者支配を、もっぱら類型的分類のなかから抽出することに汲

々としているのであり、村田氏のように詳細に、それら論者の論証の難点を逐一指摘していくこと自体は、大いに意義があることはいうまでもなからう。

だが、仮に議論がイデオロギー的に歪められているとはいえ、それら論者の議論は、やはりそれぞれに現代資本主義の一つの核心的事実の反映の上に立っているのであり、したがってそれらを批判する場合は、そうした事実の意義を正しく理論化し、その上で彼らが対象を歪曲化している部分について批判を加えていくという方法がとられるべきなのであり、この限りでいえば、村田氏のいきかたは、誤りはないにしても、やはり極めて後向きのものであるといわざるをえないのである。

また、これとは少々異にするが、日本的「経営者支配」について、少なくとも前述の西山氏に比してはるかに正当な評価を下されている奥村宏氏の場合についても、次のような氏の論述に限っていえば、若干の異論をさしはさまないわけにいかないことになる。

すなわち、奥村氏は、氏自身が日本的「経営者支配」を規定するものとして示された「相互所有の相互支配」の内容として、「この相互支配体系のもとでは経営者は、責任をあくまで相互間で持つべきもので、それ以上でもなければ、それ以下でもない。そしてここから独自のモラルが生れる。相互に相手に対して責任をもつということは自己自身に責任を持たないことである。そこでは経営者はお互いに相互依存的となり、なれ合いになる。またお互いに責任を感じ合うが、しかしそれはあくまで相互持合いをしている相手方に対してだけであって、それ以外に対しては責任を感じない。いまA、B、C、D……社が相互持合いで結合しているとき、お互いになれ合いになってその間での競争は行われない。しかし相互持合い関係のないX社やY社に対しては猛烈な競争心を抱く」(奥村前掲書、256—257頁、傍点筆者)と書いておられるが、これは、仮に法人所有であれ所有の関わりが支配責任関係にとって基本的意義をもつことを示すに限っては正当とはいえ、そのために却って経営者の自律性をほとんど無視するに至っているとしないわけにいかず、その点ではやはり問題があると考えないわけにいかない。とりわけ、そうした経営者の自社に対する自律的支配を軽視する余り、氏が相互持合関係にあるA、

B, C, D……社がその間で競争を行わないとしたのは、現代日本の資本集団が各社の自律性と相互競争をもはらんだ比較的流動的でゆるい結合である事実をも歪める問題のある一面化であるといわざるをえまい。^{※1※2}

*1 奥村氏のこうした指摘は、「他者志向型人間」によって作られる無責任関係という、もともと日本文化の特質としていわれてきている問題に関連しているようである。筆者自身もかかる日本文化論の方向には賛成であり、しかも、それが現代日本の経済構造にも関連することは認めているつもりである。(拙稿「現代日本経済の論理」経評1974年5月号)だが、この問題を上記のように日本の経営者間関係にストレートに結合することは、重要なことの一面にふれるものとはいえやや性急のうらみなしとはいえない。

*2 なお、本文中では省略したが、もともと上の奥村氏の論は、向坂逸郎氏の次の言に対する批判として出されたものである。すなわち「資本所有と経営の分離という言葉でいい表わされる事態は、神と神宮との関係によく似ている。資本所有が『経営者』から分離するほど、資本として実感される。しかし資本は自ら命令し指図することはできない。この命令や指図に人身的恣意のはいる余地があるほど資本には非合理性が影響し、資本本来の性質からでなく、人間の恣意から滅亡したりする危険がある。……したがって資本は、その性格からできるかぎり人間的要素、感情的行動を排除する。資本所有から『経営』が分離する必然を、資本そのものが含んでいるのである。」(向坂逸郎「マルクス経済学の基本問題」365頁)

これは、われわれのいう資本の物化がいわば資本の原理的本性であることを論じたものと思われる。そして、その立場でいえば資本物化の極限化は、資本の否定であるどころか反対に資本の純化過程であるということになる。

われわれとても、このように資本物化の極限化過程が、一面で資本の純化過程であることを認めないわけでないことはすでにのべた通りである(先稿40頁)。だが、原理的な問題はさておき、一たん資本主義の具体的歴史過程に目をやれば、より重要な問題は所謂資本物神が、もともとは所有するものが支配するという所有と経営の未分離を前提にした競争上の外部強制によって規定されていたのに対し、資本主義の発展、とりわけ株式会社の発展が、資本物化を会社資本の自立化、法人所有の中核化を通してよりあからさまなものにし、しかも、それが旧い資本主義と異なる問題を、現代の資本主義になげかけてきているところにこそ、あるといわねばならない。この点で向坂氏の議論は、抽象度の高いたんなる原理的な原則論の指摘にとどまり、且現代にユニークな問題も、もっぱらそうした原理的わくに引きこむことで終りとするものであり、決して現代の解明に光を与えうるものとはなっていないというべきであろう。

また、向坂氏に対する批判としては、この点がまさにポイントなのであり、それを外して奥村氏の如く、向坂氏に対してもっぱら所有の意義をたんに主張するに止めることも、少くとも向坂氏の議論の止揚という点ではなお不十分なものであるとしなければならないだろう。

しかし、思うに村田氏や奥村氏のように、所有の意義をそれなりに正当に評価しようとする論者に限って逆に「経営者支配」の積極的理論化なり位置づけにおいて却って後退がみられるのは、やはりこの問題が経済学的に適切な理論的解決をみていないことにこそ、その原因の大半があるとも考えられる。となれば、われわれの進むべき方向も、おのずからどのような「経営者支配」がどのような関係に規定されて現代資本主義においてあらわれてきたかを、経済学的に正しく解決する方向で問題を整理することにならざるをえないといえよう。

そこで、以下筆者なりに認める「経営者支配」が如何なる関係に規定された如何なる内容のものであるかを、筆者の考える資本物化の極限化論との関連で若干整理しておくことにしたい。

(2) すでに先稿で論じた如く、株式会社はその形成の段階から支配株主から相対的に自立した会社資本の確立を規定し、また株式会社の発展がそうした会社資本の自立化を段階的に推進し、それと同時に資本物化の極限化がすすんでくる。

もとより、ここでそうした会社資本自立化、個人所有性の止場、資本物化の過程を株式会社の発展との関連で再論することはさけない。

だが、そこでも少しくふれた如く、こうした会社資本の自立化——個人（所有）性の止場の過程は、それ自体当然に所有者（＝株主）から離れた経営者の会社支配を強化することにならざるをえないことは、いまや明らかであろう。なんとなれば、そもそも会社経営者の独自の会社支配ぬきに会社資本の自立化などは考えられないからである。

また、先稿でも詳論した如く、もともと会社資本の自立化が、株式関係の変化、会社資本の蓄積態様の変化に規定された相対的なものでしかない以上、それに伴う「経営者支配」も所詮相対的なものにとどまらざるをえないこともいうまでもない。

だが、「経営者支配」論のいくらかでも理論的につめた整理を行う立場に立って、こうした「経営者支配」の非絶対性——相対性をたんに指摘するだけ

では、なお従来の議論を一步進めるものとなりえないこともまた明らかであろう。

したがって、以下さしあたり先稿の議論のくり返しを出来るだけさげながらも、そこで示した会社資本の自立化の各段階に応じた「経営者支配」の相対的程度を各段階の会社資本の自立化の特質と関連させながら、ややつっこんでみてみることにしよう。

まず、第一に株式会社がなお事実上私募会社に止る段階について。この段階における会社資本の自立化は、先稿にも述べた如く、せいぜい複数の支配株主間の対抗関係のために余儀なくされる支配株主間の妥協という限りでの各支配株主からの自立化にすぎない。したがって、ここで考えられる「経営者支配」は仮にあるとしても、極めて限定されたものとならざるをえないだろう。いいかえれば、そこでの経営者の立場は、なお支配株主の支配に直接つながれているのであり——ここで支配株主自身が経営者であるか、他のものがそうであるかはもとよりことの本質にとってはどうでもよい——それぞれの支配株主の意向を体しながらも、それに対抗がある限りで諸株主の一致点の上に立つといういみで、各株主の個別の意向を離れるという程度のものにしか基本的にはなりえないと考えられるべきであろう。次に、株式会社が公募会社化し、確立した証券市場において社会的遊休資金を資本家社会的に動員する第二段階に至ると、会社資本自立化は一段とすすむのであり、それに伴って、「経営者支配」も一步強化されうる可能性をはらむことになる。

すなわち、この段階に至れば、少くとも会社資本の蓄積は、必ずしも支配株主からの出資にのみ依存することは失くなり、そのために経営者の相対的に独自な力がある程度支えられうることになると考えられる。また、この場合、広く社会的遊休資金を効果的に集めうるには会社自体の蓄積が当然ものをいうことになり、その故により強い利潤追求が「経営者支配」の支柱として重要となることが注目される必要があるだろう。反面、社会的遊休資金調達における銀行依存は、それが強ければ強いほど当該会社の「経営者支配」を減殺することになることは必然であり、実はそうした銀行依存からのがれるた

めにも、会社自体の業績の良さが「経営者」によって追求されることにならざるをえないと考えられよう。

しかしながら、こうした第二段階での「経営者支配」でも、少くとも会社支配における法的権限をもった支配株主自体が経営者である場合（事実こうした段階の経営者は支配株主である場合もそうでない場合もともにありうる）は、少くとも形式的には「経営者支配」とならず、実質的にも先の第1の段階のそれと大きくことなるところがなくなろう。

これに対し、自己金融化が出てくる会社資本の自立化の第三の段階は、はじめから一定の経営者支配の進展を前提とするものであり、同時に自己金融化の進展は、さらに進んだ「経営者支配」を結果するものといつてよいだろう。なぜならば、そもそもここでいう自己金融化としての内部留保等は、本来株主に分配されるべき、また且必要ならば増資においてあらためて取り立てられるべき利潤部分を株主に配当しないで会社内に留保積立てこれをもって蓄積することを意味するのであり、そのいみでこれははじめから株主の力の一定の後退を前提していると考えられるからであり、さらにこうした自己金融の進展が、「経営者支配」を直接に物質的に支え、且その進展が所謂過少資本化現象にあらわれる株主の地位の実質的形式的低下を一層もたらすことは明白であるからである。

以上の如く、株式会社の段階的発展に伴う会社資本の自立化の進展が、「経営者支配」をも段階的に強化しうることは少くともここまでのところでは疑う余地はない。

だが、ここから先事態がさらに進展し、会社自体が株主となり、しかもそうした法人株主が主要会社支配の中核と化する所謂法人資本主義の段階（先稿の第5段階—第4段階は第3から第5への過渡期のものとして、特に分けて論ずる必要はないと思われる）に至っての会社資本の自立化なり、「経営者支配」の強化の問題はやや微妙な問題をはらむことになるといえよう。^{※1}

*1: だからこそ、筆者は先稿では事実の進展を総括的には、資本物化の極限化としておさえ、必ずしも会社資本の自立化ということで一貫させる道をとらなかった。

もとより、そこでも株式や借入による蓄積よりも自己金融による蓄積が圧倒的に重要であるようなケースでは、自己金融化に即して考えたと同じことが妥当でしょう。しかし、例えば現代日本におけるようになお自己金融のウェイトが（絶対的には上昇著しいとはいえ）必ずしも高くなく、しかも極めて法人資本主義的構造が徹底しているところでは、一見する限りでは「経営者支配」はそれによって進むとも進まないとも容易に決めることは困難となる。

一つの面からいえば、法人株主が支配株主となり、しかも自己金融力がなお蓄積の必要に対して著しく不足する場合（特に支配株主からの借入も多いというような場合なおさら）には、当該会社の「経営者」の「支配」は相対的に弱められることになろう。だが、そのような場合でも支配株主自体が個人所有者の支配関連からはなれた法人所有下のものであるならば、そうした株主からくる圧力もそれ自体特定の人格的表現をもたないことになり、そのために圧力自体が個性的表現を欠いた極めて客観的経済条件に即したものにならざるをえず、その結果圧力が仮に事実上は強くともそれほど圧力としてとりたてて感ぜられないという可能性があるといえるかもしれない。

とりわけ、このことは後述するように、もともと「経営者支配」がその本性上特定の個人関連を欠いた集団的なものにならざるをえないこと、そして集団である以上、如何に私的利害による排他的性格のものであれ、利害に即する限りでは、もともと他との関係では特定個人に拘束されたものよりよりオープンになりうることとつなげれば、法人資本主義下の経営者支配はいわば当該会社の内外にわたる——持株関係によってつながる範囲にまたがる——一定のひろがりをもった「経営者集団」の支配ということなのであり、かかる内容をこめていう限りでやはり「経営者支配」としては一段と純化され且強化されたものともいってよいことになろう。^{※2}

*2. かねてより、会社所有＝支配の関連を強調され、この立場よりパーリミーンズ流の所有と経営の分離論と経営者支配論を批判してきておられる宮崎義一氏は、最近中村達也氏との対談のなかで次のように発言しておられる。すなわち、「現実には、法人自体が経営者になっているわけではないし、なりえない。生きた人間しか経営者になりえない。したがって、その限りにおいては経営者支配が崩れて会

社支配になっても経営者がリーダシップを持つという形は変わらない。その面を強調されると経営者支配は持続しているのではないかといわれる可能性がある。しかし、先ほどから私がいっているように、経営者が実際にリーダシップをとっているから経営者支配があるというのでは、個人株主の分散の結果である株主の利益から中立的な経営者から法人株主化の結果である法人株主の利益を代弁代行する経営者への質的転換を見失ってしまうだろう……（中略）企業が株主になり、支配的な株主になる場合ですから経営者はもっぱら株主である会社株主に対して忠誠をつくすことになる」（経済セミナー、1975、9月号、93—94頁）。

こうした宮崎氏の主張は、少くともバーリミーンズ流のいわば当該会社経営者による背後勢力から自由な経営者支配（そしてれの公共目的追求による利潤原理の消滅）といった議論を否定しようとする方向性においては正しいといえよう。しかし、氏の議論では却ってバーリミーンズの用語にこだわるあまり、背後他社の経営者を含んだ経営者集団の支配としての「経営者支配」の正しい位置づけがぬけおちる危険性が出てこよう。また、こうした背後勢力経営者を含んだ集团的「経営者支配」のなかで当該会社の背後株主からの相対的自立化がある限りにおいて当該会社の経営者の独立立場がありうるものであり、この点の把握を欠いたまま「経営者はもっぱら会社株主に対して忠誠をつくすことになる」とするのも非常に問題があるとせねばならないだろう。

とくに、この問題については、当の対談においても、引用箇所ですぐ後で質問者の中村氏からも「経営者が会社それ自体に忠誠をつくすあるいは会社の株主者機能を経営者が代弁するという側面と経営者が一定のリーダシップをにぎるといふ側面この二つの関連が問題になると思います」（同94頁）と問われる形で指摘をうけているが、氏自身質問の意味を十分に理解せず、これにかみ合う満足な解答を行いておられない。また氏は、この関連で日本IBMのIBK.W.Cからの支配の例をとくにあげられるが、もともと日本型法人相互持合から出てくる経営者支配の問題を論じながらこのような外国資本の日本子会社支配という特殊なもの——ここでは背後の株主としてIBM.W.Cが圧倒的（100%）なのであり、このケースで株主への強い従属が出てくるのはいわば当然——によって答えようとするのは全くの飛躍という他ないであろう。

かつても述べたことであるが（経評、1974、5月号）宮崎氏の問題意識は、筆者の最近の関心事と大きく共通しており、氏から触発をうけたところも率直に言って少くない。だが、氏の場合は、たとえば資本物化の極限化というべき状況も、もっぱら現代におけるまったく新しい側面としてのみとらえられ、古典的原理的資本物化に関する把握がまったくぬけおちている（この点についても、上記の稿でふれた）点、したがって資本物化の極限化ということが、それ自体現代的な問題でありながら他面では極めて資本主義的な現象であることがとらえられなくな

っている点、さらにまたここにみたように所有の意義を強調するあまり、たとえば日本型企业集団をとらえる場合も、そこにある各企業の相対的自律性のようなものを、ほとんど捨象して、もっぱら企業集団を固定化してとらえていってしまう点等、いくつかの重要な欠陥があるのもやはり見のがすことができない。

しかも、こうした欠陥が結局のところ、資本主義の原理や株式会社の理論における氏の理解の不備に根ざすこと、したがって率直にいえば、やはり氏がせつかくのすぐれた問題意識感覚をもたれながら、基本的には近代経済学に立脚して問題接近してきておられることから出てくるおおいがたい限界となしいわけにはいかないのである。

さて、株式会社の発展のなかでの資本物化の極限化過程に伴う、「経営者支配」の強化を以上のようにあつづけた上で、われわれとしては、なおそこにあらわれた次の点に対する留意を再度確認しておかねばならないだろう。すなわち、会社資本の自立化なり資本物化の極限化によって規定された「経営者支配」の強化は、どちらにせよ株式会社制度とその発展のなかでこそ、はじめて可能となったものであり、それ自体が株式会社制度をまさに直接の前提としているのであり、「経営者支配」の強化の故をもって、例えば前述の西山氏の如く、株式会社制度の崩壊を云々することは絶対に出来ないということである。

しかも、このことは仮に株主（個人であれ法人であれ）が著しく分散し、そこに特に会社経営に対して影響力をもつ株主が指摘できず、その上に会社の自己金融力が極めて強力で、いわばもっとも完璧に近い厳密な意味での（当該会社だけの）経営者支配がみられる場合においてさえもなおそうであることが見落されてはならないだろう。

なんとすれば、このような場合でも会社経営が当該会社経営者集団以外によって介入されることがないのは、まさに所有以外にこうした経営介入への道がないという資本主義的所有制の原則、そしてこの場合はその一つの具体化としての株式会社制の原則を直接の前提とし、しかも、この場合そうした意味で介入力を発揮しうる有力な所有者がいないということに負っていることは全く明白であるからである。いいかえれば、ここで株式会社制のこうした原則がくずれば、当然会社経営が他の何らかの原則による社会的介入の

対象とならざるをえないのであり、そうしたことを防ぐ意味での株式会社は、資本主義の基本枠を守る限り維持されねばならないし、実際それがたんなる形骸としてでなく、直接に「経営者支配」を支えるためにも現実に維持されつつあることが見落されてはならないのである。

また、こうした意味で、先に詳論するのをさけた西山氏の株式会社崩壊論が全く成立しえないことがここに確認されるべきであるし、同時に西山氏の場合は、率直に言ってその極めて皮相な株式会社に対する経済学的理解が、こうした飛躍した謬論をもたらすことになった所以が理解される必要があると考えられるのである。

(3) 前項において、われわれは何が「経営者支配」を基本的に規定し、またそうしたなかで「経営者支配」がどのように強化されてきているかを一応明らかにした。

当然、こうした基本的な規定関係を明らかにすれば、そこからおのづから「経営者支配」と呼ぶべきものの基本的な内容自体も同時に明らかになっているといえるといえる。

そういうわけで、すでに実質的にのべてきたことを再確認することになるにすぎないが、最後にいま一度「経営者支配」とは一体何かという内容の点を前項までの議論の中から取り出しこれらを整理しておくことにしよう。

第一に、「経営者支配」とは所詮相対的なものにすぎず、したがって背後の資本や利益集団の影響からまったく自由な、厳密な意味での狭い「経営者支配」を現代における一般的な傾向として認めることは、はじめから無理が伴わざるをえないことが確認されねばならないだろう。そして、このことは所有による支配という法的原則を貫いた株式会社制をこそ直接の前提としている限りで資本主義的「経営者支配」の免れがたい宿命であることが把握されねばならないだろう。

*。まさに、そのような意味で、奥村氏のいう通り、状況は、「『経営者支配』なるものが本来所有を離れて存在するものではない」(奥村前掲書、205頁)以外の何ものでもないというべきであろう。

第二に、「経営者支配」が資本物化の極限化——いいかえれば資本における個人経営個人所有の止揚の極まりによって可能となったものである故、それが原理として特定の個人資本家との拘束された関わりを失したものであることが明らかであり、ために「経営者支配」は、多かれ少かれ「経営者集団」による組織的集団的な支配関係にならざるをえないことが認められる必要があるだろう。

そして、この意味でわれわれはゴードンやガルブレイスによってなされてきている議論の上にも現代資本主義把握の上で一つのすぐれた事実反映性のあることを認め、これに一定の評価を与える必要があるように思われるのである。

すなわち、例えばガルブレイスはその著「新しい産業国家」The New Industrial State の中でゴードンの「……個人的行動の代わりに集団的行動が浸透していることが大法人企業における経営組織の顕著な特徴である」(ゴードン「大企業におけるビジネスリーダーシップ」という言葉をまず紹介した上で、周知の如く次のような指摘を行っているのである。

すなわち、「企業や社会における支配力が移行したのは、個人にではなく組織にである。そして現代の経済社会は、その目的の達成のためには、自然人にたよるよりは組織を通じて集団的個性を合成する努力として——しかもそれは完全に成功したわけだが——理解するよりほかに、加えての利点としては、その集団的個性が死を知らぬという点をあげることができる」(ガルブレイス「新しい産業国家」邦訳 100 頁傍点原文通り)と。

もとより、ガルブレイスの場合、かうした集団への権力移行の問題は、株式会社制の発展の必然の所産としての資本物化の極限化の結果という把握はまったくみられない。むしろ彼の場合は、「このような集団的個性が必要とされるのは現代産業においては、非常に多くの決定、しかも重要な決定のすべてが一人の人間がもっている以上の多くの情報に依存するという事情に端を発している」(同上100頁)というように、権力の基礎たるべき情報収集に不可欠な集団性にこうした展開の直接の契機を求め、しかもこのようなことを

現代産業の技術的要請や技術条件からくる「計画化」の要請といった、どちらかといえば現代の生産力の特質によって直接に規定されたものとし(同上101—102頁)、いわば問題を生産力主義的に理解しようとしていることは注目される必要がある^{*1}。

だが、仮にそうしたやや生産力主義的傾向があるにもかかわらず、この本質ともいうべき、株式会社の現代的発展自体がやはり生産力の発展によって規定されていること自体は明らかであること、またガルブレイス自身の「現代の法人企業が株主からその権利を奪い、ものすごく巨大とな」(同上116頁)つたといった種類の叙述を特に引用するまでもなく、彼が、株式会社の現代的発展自体については、その経済的本質の理解において問題をはらみながらも、ともかく終始これを念頭においていたことなどからみて、彼の現代資本主義把握は、少くとも現象認識の点では問題のポイントにせまろうとするすぐれたものをもっていることは認められねばならないと思われるのである。

なお、特定の個人への所有と権力の集中を欠く組織支配が、現代大企業において必然とすれば、さらにそうした組織の性格、本質を深めることが一層重要となることはいうまでもない。

たとえば、仮にそれ自体が如何に排他的で閉鎖的であろうとも、そもそも組織なるものは、組織目的に照らして構成員の利害共通性がある限り、常に上に対しても下に対しても、あるいは横断的にも、ある程度オープンなのであり、そのために構成員の中にも必要に応じて伸縮しうるものをもっていること。したがって、ガルブレイスのように「集団による決定にたいし関係者として情報を提供する役割を果している人々……は非常に多数であって、その範囲は、法人企業の大部分の上級職員から始まり、その外縁では命令や日常業務に多かれ少かれ機械的に従う機能をもつ事務および筋肉労働者のところ

*1 支配集団に対して、ガルブレイスが名付けた周知の「テクノストラクチャ」という表現自体が当然かかる生産力主義的傾斜によるものであるということができよう。

まで拡がっている」(同上113頁)としたり, 西山忠範氏のように「経営者支配というよりは『従業員支配』といった方が実態をよく表明することができる」(西山前掲書244頁)といったするいいかたも, 検討を要する興味ある方向を示しているといつてよい。

だがこの問題も含めて経営組織の内面にまたがるすぐれて経営学的課題については, ここでこれ以上立ち入ることはできない。ただ上記の問題点は, 現代における企業間関係, 企業と国家の関係, 経営と労働の関係といった現代資本主義論における他の重要な問題を考える場合に, 好むと好まざるに拘らずさけて通るわけにいかないこと, したがって筆者としても, いずれあらためて究明すべき課題としないわけにいかないことを, ここに確認しておくことにしたい。

その点はさておき, 「経営者支配」の内容として, いま一つ最後にわれわれは次の点にふれておかねばならないだろう。

すなわち, われわれの考える「経営者支配」が, 所詮資本物化の極限化という資本の態様変化に規定されたものである以上, ここでの経営者乃至経営者集団といわれるものは, 他ならず, この段階における資本の人格化としての資本家以外のなものでもないこと, またそれに伴って仮に利潤の形態は資本の態様変化によって変化するとはいえ, 利潤極大化原理という資本の基本原理自体は, 当然基本的に変わりようがないということである。

この点についても, 筆者としては先稿でも多少ふれておいた。だが, ここですらにつけ加えて強調しなければならないのは, 上記のガルブレイス, ゴードン, そしてドラッカー等においては当然こうした事態の経済的本質^{※2}についての理解がないだけに, かかる企業目的に関わるところで特に歪曲が多く,

*2 宮崎義一氏の場合も, かかる本質把握の点で欠陥のあることは先に註記した通りである。だが, 周知の如く氏の場合は, こうした点では, パーリ, ミーンズやガルブレイスと同一地点にたちながら, 他面で, パーリ, ミーンズ等の経営者支配論には正しく反発される。しかしそのために今度は, 「所有」しかも株式所有の意味を過大評価されることになり, その結果, 相対的なみでの会社資本の自立化や「経営者支配」についてもこれを見すごされることになったということができよう。

しかもその点こそが彼らのイデオロギー的関りによって不当に誇張されており、それがまた現実に種々の誤った影響力を与えていることであろう。

たとえば彼らにあっては、利潤形態が現代大企業では極めて多様化していることなどは、はじめから念頭になく、多かれ少かれ利潤を株主配当にのみ矮小化させたまま、現代企業において株主配当が株主の相対的地位低下のなかで企業目的の中心部分からはずされていくという、それ自体としてはまちがっていない事実にもとづいて、手前勝手に企業における利潤目的の消失が誇張される。また、これと結びついて彼らにあっては、現代企業の企業目的が利潤目的でなく安定化目的であることが積極的に主張され、これとの関連で一種の資本主義の半消滅のイメージの現出が、ひときわ熱意をこめてはかれることになるのである。^{※3※4}

これらの点について、ここでこれ以上詳論することはしないが、考えてみれば、企業の安定化ということも、競争の外部強制があり且一定の成長条件がある以上、そうした条件を最大限に活用して企業成長をはかることによってしか可能でないことはいうまでもなく、しかもそうした成長のためには相対的に自立化した会社資本としての現代企業であれば、当然内部留保を最大限に積み上げていくことが必要なものであり、且そのためにはやはり利潤極大化が中心目的とならざるをえないことは明白であるといわねばならない。したがってまた、安定化目的も結局利潤目的に吸収されるのであり、これによって変るところはせいぜい個人企業時代の冒険主義的利潤追求がここでは蔭をひそめること位のものではなくなってしまうと考えないわけにいかない。ガルブレイス等の誤った利潤目的消滅論、資本消滅論のもつ根本的難点は多

*3 この点についてのガルブレイスの議論は、ガルブレイス前掲書、第11章—第15章（189頁—205頁）、とりわけ第15章大企業体制の目標（235頁—250頁）にある。

*4 なお、現代大企業の目標についてのガルブレイス、ゴードン、ドラッカーの考えかたは、もとより厳密に言えばそれぞれ異なる。たとえば、ドラッカーは、安定化のための成長目標をとりわけ重視しているといえよう。しかし、ここでの議論の目的からいえばそうした相違は特に重要な意味をもたないので省略した。これらの詳細な紹介と比較検討については、村田稔前掲書を参照されたい。

くを論ずるまでもなく、この程度の指摘によって基本的には明らかにされうるといってもいいすぎではあるまい。

ただ、一方でそれなりにすぐれた現代経済の事実認識もみられるだけに、ガルブレイス等のかかる議論が、時として人を大きく誤らせる危険を却ってはらむことには充分の留意が必要であろう。そして、まさにそうした批判的識別を明確に行うためにも、われわれ自身が、従来の壁を破ってより正しい現代資本主義把握をもち、そのなかで、「経営者支配」等の経済的本質についてより深く把握しなおすことがますます肝要であることを特に強調しておく必要があると考えられるのである。^{*5}

む す び

以上本稿において、筆者はまず西山忠範氏の議論の批判的検討を通して、いわば言葉通りの厳密な意味での経営者支配は、特殊に資本物化の極限化のみられるわが国においてさえ、これを認めるには大きな無理を伴うことをみ、次に本来あくまでも相対的なものでしかありえないものとして「経営者支配」について、資本物化の極限化過程が如何にこれを規定したかを追ひ、そこから必然的に明らかにされる「経営者支配」の基本的内容と思われるものを最後に明らかにした。

これらの議論から明らかにされたように、「経営者支配」はそれに対する正しい本質把握がなされる限りで認められるべきものである。それどころか、そうした「経営者支配」を認識することが、現代資本主義理解においてはむ

*5 「経営者支配」の内容としていま一つ次の点が問題となりうるかもしれない。すなわち、「経営者支配」にあっては、やはり経営者の個人的利害自体が、会社資本の発展と結びついていなければならないだろうということである。なぜならば、これぬぎに会社資本の担い手であり人格化であるところの資本家としての「経営者」はありえないからである。

このような角度からみれば、経営者乃至経営者たるべきものの個人的利害を特定の会社内に閉じこめるための終身雇傭制や、それを基礎とする閉鎖的会社社会の形成も、特に日本的なものでない現代資本主義的なものとして新たに意義づけることができよう。

しろ不可欠であるときえいうべきであろう。

だが、反面上に論じた「経営者支配」の本質からみても、またそれが使われてきた誤った系譜に照らしても、少なくともこの言葉が使われる場合は、括弧付きで使われる位の注意が必要であることもまた明らかであろう。

また、もとよりわれわれのいう資本物化の極限化という、それこそ現代資本主義化にとってもっとも本質的な問題と直接関連する現代資本主義論にとっての主要事項だけに限っても、それが本稿で論じた「経営者支配」問題に限定されるわけでないこともいうまでもない。

卒直に言って、われわれが本稿でこの問題を取りあげたのは、少なくともこの問題を避けて通るわけにいかないという、むしろ消極的な理由によるものといってよいかもしれない。従って、この課題を基本的に片付けた後は、筆者としてもおのづから他の重要課題——それらは本文中でも少々ふれた如く、資本物化の極限化段階における資本間関係論、資本—国家関係論、資本—労働関係論等にまたがる——に向わないわけにいかない。

もって、これらを今後の研究における課題としたい所以である。